

文京区障害者差別解消支援地域協議会について

1 設置

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、文京区において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- (2) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関して協議会が必要と認める事項

3 委員構成

区分	所属等	人数
当事者委員	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（家族を含む。）	5名以内
事業者委員	東京商工会議所文京支部、文京区商店街連合会、店舗等	3名以内
障害福祉サービス等事業者	障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む。）	2名以内
専門委員	法曹、医療、雇用、学識経験者	5名以内
地域関係団体の代表者	文京区町会連合会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区社会福祉協議会	3名
関係機関の代表者	文京区障害者就労支援センター、文京区障害者基幹相談支援センター	2名
区職員	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長	4名

4 幹事構成

区民部経済課長
福祉部障害福祉課長
保健衛生部予防対策課長
保健衛生部保健サービスセンター所長
教育推進部教育センター所長

5 これまでの協議事項（平成28年度～30年度は省略）

年度	協議事項
令和元年度	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止。
令和2年度 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例 ・障害者差別解消の推進に係る区の取組みについて ・東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況 ・主な相談事例、報道事例
令和3年度 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・改正障害者差別解消法について ・障害者差別解消の推進に係る区の取組みについて ・東京都障害者権利擁護センター及び文京区における相談事例 ・障害者（児）実態・意向調査について
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消の推進に係る区の取組みについて ・手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定に向けた検討について ・文京区障害者（児）実態・意向調査の結果について ・コロナ禍における合理的配慮についての意見交換 ・医療的ケアへの理解を促進するための事例紹介
令和5年度	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文京区障害者差別解消支援地域協議会について ・手話言語条例及び意思疎通条例の基本的考え方について ・心のバリアフリーハンドブックの改訂案について <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消の推進に係る区の取組みについて ・「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」について ・心のバリアフリーハンドブック改訂案に対する意見集約結果について ・事例検討（報道発表事案について）
令和6年度	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルコミュニケーション機器の導入について ・文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について ・障害者差別に係る庁内アンケート結果について <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消の推進に係る区の取組みについて ・文京区障害者差別解消支援地域協議会の委員構成について ・ユニバーサルコミュニケーション機器の効果検証について ・障害者（児）実態・意向調査（令和7年度実施）について